

カプセルホテル ノースキャビン

宿泊約款

第1条（適用範囲）

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名、電話番号
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令に規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し、特別負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊することができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。（北海道旅館業法施行条例より）
- (9) 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。（北海道旅館業法施行条例より）
- (10) 宿泊しようとする者が、暴力団員又はその関係者、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるとき。
- (13) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (14) 宿泊しようとする者が、当ホテル又はその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

第6条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が暴力団等反社会勢力であるとき。
 - (3) 宿泊客が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (4) 宿泊客が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (5) 宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊客が当ホテル又はその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的
範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (7) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (9) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (10) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (11) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利
用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を
受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条（宿泊の登録）

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。なお、当ホテルが通貨によるお支払いはお受けできない旨を事前に告知している場合は、通貨によるお支払いはできません。

第 9 条（客室の使用時間）

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝午前 9 時までとします。なお、連続して宿泊する場合においても、当ホテルの承諾がある場合を除き、使用可能時間帯以外については、使用はできないものとします。

第 10 条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条（ロッカーの利用）

- (1) 宿泊客は、当ホテルが設置するロッカーを一人一台の範囲で利用するものとします。
- (2) 宿泊客がロッカーの鍵を紛失した場合、当ホテルはその交換に要する費用を請求することがあります。
- (3) ロッカー内に保管された物品の盗難、紛失その他の損害について、当ホテルは責任を負わないものとします。

第 12 条（禁止事項）

宿泊客は、当ホテルの施設利用にあたり、次の行為を行ってはならないものとします。

- 一 カプセル内における飲食行為
- 二 騒音・大声・振動その他、他の宿泊客の迷惑となる行為
- 三 喫煙（電子機器による喫煙を含む）
- 四 他の宿泊客のカプセルへの立ち入り
- 五 危険物の持込み
- 六 当ホテルの許可を得ない撮影行為

2. 前項により当ホテルに損害が生じた場合、当ホテルはお客様に対してその損害賠償を請求できるものとします。

第 13 条（営業時間）

当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示等で御案内いたします。

- (1) フロント 24 時間
- (2) 1F ラウンジ 午後 3 時～翌朝午前 9 時
- (3) 朝食 午前 6 時 30 分～午前 8 時 30 分
- (4) サウナ 午後 6 時～午後 10 時

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 14 条（料金の支払い）

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 15 条（当ホテルの責任）

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 16 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 17 条（寄託物等の取扱い）

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 18 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品及び個人情報を含む物品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については発見日を含め 10 日間保管した後、当ホテルにて処分いたします。ただし、衛生環境を損なうおそれのある飲食物、たばこ、雑誌等については発見当日に処分します。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 19 条（駐車場の利用責任）

- (1) 当ホテルの駐車場を利用する場合、駐車中の車両の盗難・損傷・事故等について、当施設は一切の責任を負いません。
- (2) 駐車場内での事故・トラブルは、利用者の責任において解決するものとします。
- (3) 駐車場の利用ルールは別途定めます。

第 20 条（宿泊客の責任）

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

		内訳
宿泊客が支払うべき総額		
		②追加飲食（①に含まれるものを除く） ③延長料金、その他サービス利用料金
	税金	イ 消費税 ロ 宿泊税（北海道・稚内市）

備考 ※税金は、税法が改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	3日前～
宿泊料に対する違約金の比率	100%	100%	70%	50%

（注）

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。